

※ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

組合立静岡県中部看護専門学校学則（抄）

第1章 総 則

（目的）

第1条 組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師としての必要な知識及び技術を修得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
組合立静岡県中部看護専門学校	焼津市東小川一丁目6番地の9

（課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員）

第3条 学校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
看護専門課程	看護学科（3年課程）	3年	40人	120人

（略）

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年3月10日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き本校に在学する者であって、平成9年度において本校の第2学年または第3学年に在学する者及び平成10年度において本校の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度にかかる教育課程及び授業時間数は、改正後の本校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定にかかわらず、総定員は、平成11年4月から平成13年3月までの間は、次の表に定めるところによるものとする。

期 間	平成11年4月から 平成12年3月まで	平成12年4月から 平成13年3月まで
総定員	140人	130人

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き本校に在学する者であって、平成21年度において本校の第2学年または第3学年に在学する者及び平成22年度において本校の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度にかかる教育課程及び授業時間数は、改正後の本校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

(以下別表及び様式略)